

日本・渤海関係のなかの音楽―渤海楽と高内弓・板振鎌束をめぐって―

大日方 克 己*

はじめに

日本・渤海関係の研究には膨大な蓄積がある。人・モノ・情報の移動を通じて、政治的關係、外交儀礼、交易、文学、またそれらからみえる王権や諸關係の特質、歴史的過程と意義など論点は多岐にわたり、数多くの重要な成果を生み出してきている。それにもかかわらずまだ論じきれない課題がいくつか残されている。その一つが音楽である。

これまでも外交儀礼の場、蕃客を饗応する場で各種の音楽が奏されること、渤海楽が伝来したことは知られている。すでに荻美津夫が渤海楽伝来の契機は天平十一年（七三九）の渤海使己珍蒙の来日にあること^①、九世紀には樂制改革のなかで、百濟樂・新羅樂とともに渤海楽も高麗樂に包摂されたことを指摘している^②。また酒寄雅志

は、八世紀の渤海楽伝来の状況と、雅樂の樂曲「新鞞鞞」が拜舞の作法をもとに創作された舞蹈を組みこみながら再興されたことを、東北アジアの關係の中で論じている^③。しかし、渤海楽がどのようにして伝来し、どのようなものとして演奏されたのか、そのことのもつ歴史の意味、日本律令国家と周辺諸國關係のなかでもつ意味についての検討はまだ十分ではない。日本律令国家の樂制が倭樂を中心に諸外國樂を配置する編成になっていることは、国制の中華帝國的編成と結びついているという指摘^④を考えれば、日本・渤海關係における音楽は重要な論点となるはずである。

それに加えてこれまでの研究で見逃されていた問題がある。天平宝字七年（七六三）、渤海からの帰國途中で起きた事件―船師板振鎌束が、乗船していた帰國留学生高内弓の妻子らを海中に投げ落としたという事件である。日本・渤海交流史のなかの悲劇的なエピソードとしては

* 島根大学法文学部社会文化学科

よく知られている⁵⁾。しかしこの板振鎌束が十世紀の源博雅撰の笛譜集『新撰楽譜』跋文にみえる笛の伝授関係の最初に記されていること、また高内弓が渤海で音声を学んでいたことについては、十分に検討されているとはいえない。

本稿では渤海使己珍蒙の来日を契機とする渤海楽伝来の状況を再検討し、また高内弓・板振鎌束と音楽についての基礎的な状況を明らかにして、日本と渤海の関係について音楽から論じてみたい。

一 渤海使と音楽

(一) 渤海使己珍蒙の来日と音楽

天平十一年(七三九)七月、渤海使己珍蒙らが出羽国に到着した(『続日本紀』同年七月癸卯(十三日)条)。帰国する天平度の遣唐使判官平群広成を伴ったことだった(『続日本紀』同年十月丙戌(二十七日)条)。本来は胥要徳を大使とする一行だったが、船が転覆して胥要徳らは没死し、平群広成が副使己珍蒙らを率いて出羽国にたどり着いたものだという(『続日本紀』同年十一月辛卯(三日)条)。

平群広成は、多治比広成を大使とする遣唐使の判官として天平五年(七三三)七月に入唐した⁶⁾。天平六年(七三四)に帰国の途にいたが、大使多治比広成の船だけが十一月に多嶺島に帰着した(『続日本紀』同年十一月丁丑(二十日)条)。多治比広成の船には留学生下道真備・留学僧玄昉、唐人袁晋卿らが乗っていた。副使中臣名代の船は南海に漂着し天平八年(七三六)に帰国した。平群広成らの船は崑崙(あるいは林邑)に漂着し、略奪されたり、殺害されたりしたも

のがあったという⁷⁾。平群広成の帰国報告によると、天平九年ころに唐に戻り、阿部仲麻呂の助言で、渤海経由で帰国することを玄宗皇帝に申請し、天平十年(七三八)三月に登州から渤海に渡った。王大欽茂が遣日使節を派遣しようとしていたので、それに同行して日本に向かったとする⁸⁾。

大欽茂は、開元二十五年(天平九、七三七)に大武芸の死去により王を継承し、翌年渤海王に冊封された⁹⁾。大欽茂の王位継承を受けて、遣日使節の派遣を準備していたと考えられる。『続日本紀』天平十一年(七三九)十二月戊辰条に引用する渤海王大欽茂の啓によると、「欲_下待_上来春_上方廻_上、使等貪_上前、苦_上請乃年_上歸去_上」「因備_上行資_上、即為_上發遣_上」と述べ、来春(七四〇春)の遣日使節派遣を予定していたが、平群広成が年内の帰国を望んだので、予定を早めて派遣したとしている¹⁰⁾。

己珍蒙と平群広成らは天平十一年十月二十七日に入京し、十一月三日に広成が拝朝、帰国報告した。十二月十日には己珍蒙らが拝朝し、王啓と方物を献上した。年が明けて天平十二年元日には朝賀に参列し、正月七日には己珍蒙らへの叙位と朝堂での賜宴、賜物があった。十六日には、天皇が南苑に出御して侍臣の宴と、朝堂における「百官」と渤海客への饗が行われた。十七日には大極殿南門で大射があり、己珍蒙らも五位以上の次に射列に加わった(以上『続日本紀』)。元日朝賀、正月七日節、十六日節、大射という正月の一連行事への蕃客の参列は『内裏式』にも規定されているが、それらすべてへの参列は己珍蒙らが史料上の初見となる。

一連の正月行事が終了したのち、正月二十九日に故胥要徳への従二

位贈位があり、翌三十日には天皇が中宮閣門に御して、己珍蒙らが「本国楽」を奏している。これが渤海楽の初見とみられている⁽¹¹⁾。そして二日後の二月二日に出京して帰国の途に着いた。その二か月半後の四月二十日に遣渤海使大伴犬養が辞見した。大伴犬養が帰国したのは十月五日である（以上『続日本紀』）。

(2) 渤海楽の伝来

以上のように己珍蒙らは遣唐判官平群広成を日本に送還することが目的の一つだったが、天平度の遣唐使自体は音楽の伝来とも深く関係していた。己珍蒙らの「本国楽」演奏もそのなかに関係づけられるべきであろう。

『続日本紀』天平七年（七三五）五月庚申（五日）条に「天皇御^二北松林^一、覽^二騎射^一。入唐廻使及唐人、奏^二唐国・新羅樂^一持^レ槍」とあり、五月五日の騎射の行事にあわせて入唐廻使と唐人たちによる唐国と新羅樂が奏された。唐人とは遣唐大使多治比広成らとともに来日した唐人袁晋卿らである⁽¹²⁾。袁晋卿は天平神護二年（七六六）十月に法華寺における舍利会でも李元環、皇甫東朝、皇甫昇女とともに唐樂を奏している⁽¹³⁾。その李元環、皇甫東朝らもまた副使中臣名代とともに天平八年（七三八）に来日した唐人たちだった。皇甫東朝は、神護景雲元年（七六七）三月二十日には、従五位下雅楽員外助とみえる（『続日本紀』）。舍利会の後に、雅楽寮において唐樂を教習するために員外助に任じられたと考えられている⁽¹⁴⁾。

さらに多治比広成とともに帰朝した留学生下道（吉備）真備は、唐から持ち帰った唐礼・大衍曆経などとともに『楽書要録』や銅律管一

部、鉄如方響写律管声十二条も聖武天皇に献上している（『続日本紀』天平七年四月辛亥（二十六日）条）。真備は儒教の撰取につとめたが、儒教のなかで礼楽として礼と不可分の楽について、基本となる音楽書や調律具も持ち帰ったのである。天平七年五月五日の唐国楽の奏は、そうした遣唐使の成果の一端を示すものでもあったといえる。

このように音楽の伝来とも大きく関わった天平度の遣唐使の性格を考えると、平群広成の働きかけもあって、渤海使たちは渤海の音楽も伝えようと準備して来日したのではないかと思われる。

次にみえる渤海楽が奏された史料は、天平勝宝元年（七四九）十二月二十七日の東大寺における礼仏読経である。孝謙天皇の大嘗祭も終わり東大寺大仏の完成へ向けての一大デモンストレーションとして、八幡神の入京に引き続いてこの日の礼仏読経が行われた。八幡神の祇宜尼大神杜女が天皇と同じ紫の輿に乗って大仏を拝し、これにあわせて孝謙天皇・聖武太上天皇・光明皇太后も東大寺に行幸し、八幡神に一品、大神杜女以下に叙位した。あわせて百官人たちも東大寺に会集、礼仏し、「作^二大唐・渤海・呉樂、五節田舞、久米舞^一」とあるように奏樂が繰り広げられたのである（『続日本紀』同日条）。外来系と在来系の樂舞が奏されたが、外来系として大唐樂、渤海樂、伎樂がみえる。己珍蒙の次の渤海使は天平勝宝四年（七五二）九月、佐渡国に来着した慕施蒙一行である（『続日本紀』同年九月丁卯（二十四日）条）ので、この日の渤海楽は己珍蒙一行来日にかかわって伝来したものとみるべきであろう。

律令国家の奏樂を担う機関としては雅楽寮が設置されている。養老職員令によれば、雅楽寮を構成する樂人は、歌師・歌人・歌女、舞師・

舞生、笛師・笛生・笛工、唐楽師・唐楽生、高麗楽師・高麗楽生、百濟楽師・百濟楽生、新羅楽師・新羅楽生、伎楽師・伎楽生・楽戸、腰鼓師・腰鼓生・楽戸となっている。外来系音楽として、唐楽と朝鮮三国楽が中心で、伎楽などが付け加わった形になっている。『日本書紀』では欽明天皇十五年二月に易博士・曆博士・医博士・採薬師とともに楽人が交替したと記し、百濟人の楽人の分番が示唆されている。六世紀段階から百濟人による奏楽、あるいは楽の教習が想定される。同様に、新羅楽、高麗楽も七世紀以前の段階でそれぞれ新羅人、高句麗人の楽人によって、演奏、教習が想定される。すでに百濟や高句麗が滅亡し、白村江以後の関係を考えるならば、百濟楽、新羅楽、高麗楽は、渡来系の人々を中心に担われていたとみられる。

同様に考えることができるなら、己珍蒙らともに来日した楽人が日本にとどまって渤海楽を奏したのではないかという見方もある¹⁵⁾。あるいは、遣渤海使大伴犬養が渤海楽人を伴って帰国したことも考えられる。渤海楽を習得した日本人によるものという見方もある¹⁶⁾。いずれにせよ、己珍蒙の来日と関わって渤海楽が伝来し日本でも演奏されるようになったことは間違いない。

ところが次に東大寺で奏楽が繰り広げられた天平勝宝四年(七五二)四月九日の大仏開眼会では、大歌、久米舞、楯伏舞、女漢人歌、跳子名、唐古楽、唐散楽、林邑楽、高麗楽、唐中楽、唐女舞、高麗楽、高麗女楽の順に演奏され、渤海楽は次第にはみえない¹⁷⁾。天平勝宝元年の礼仏会と比較すると、呉楽と林邑楽は対応する¹⁸⁾ので、渤海楽ではなく高麗楽になっていることが大きな違いとなる。

周知のように渤海は高句麗を継承する意識をもっており、日本側も

また同様に認識していた。すでに神龜四年(七二七)の第一回渤海使来日時に「渤海郡者旧高麗国也。淡海朝廷七年冬十月、唐将李勣伐滅¹⁹⁾高麗」。其後朝貢久絶矣。至²⁰⁾是、渤海郡王遣²¹⁾寧遠將軍高仁義等廿四人「朝聘」²²⁾と、渤海郡王が高句麗を継承するものとして朝貢してきたとの日本側の認識が示されている。また『続日本紀』天平宝字三年(七五九)正月戊辰朔条の「高麗蕃客」を初見として、渤海を高麗と称する例が頻出する。

以上の点を考慮すると、天平勝宝元年東大寺礼仏会の渤海楽は、盧舍那仏を中心とした世界観と渤海を朝貢させる中華帝國的意識に重ね合わせ、高麗楽に代置させようとする試みだったのでないだろうか。しかし現実には、渤海からの楽人や楽曲などの伝来が九世紀にかけて継続的だったわけではなく、これまでの高麗楽と比して質、量ともに及ばないため、独立したものとして奏されることはなくなり、高麗楽に包摂されて扱われたと考えられよう。

次に渤海楽が奏されたのは、宝龜八年(七七七)の史都蒙の入京時である。史都蒙一行が越前国加賀郡に到着したのは前年十二月のことだったが、遭難して一行一八七人のうち生存者は四六人だった²³⁾。宝龜八年四月十日に入京し方物を献上し(『続日本紀』同日条)、五月七日に天皇が重閣門に御して騎射・走馬が行われ、史都蒙らも参列した。この騎射・走馬には五位以上による装馬と走馬の進上のほかに、田舞と史都蒙らによる「本国之楽」の奏楽があった(『続日本紀』同日条)。この田舞と渤海楽の組み合わせは、前述の天平勝宝元年の東大寺礼仏会と同じである。

これらをふまえて『内裏式』上「十六日踏歌式」には「或有」勅

令^三客徒等奏^二其国楽^一」とみえる。しかし一方で雅楽が左方の唐楽、右方の高麗楽に再編され、新羅楽・百濟楽とともに渤海楽は高麗楽に吸収されたと考えられている²¹⁾。渤海が高句麗継承国だという意識から、高麗楽を中心とした再編成が行われたのであろう。

しかし「渤海楽」の名称自体は消滅していない。『舞楽要録』上「相撲節」²²⁾によると、延長六年(九二八)七月二十八日の相撲抜出において右方楽として「渤海楽」が奏されている。すなわち七月二十七日の召合では左方が「蘇合」²³⁾「散手」、右方が「古鳥蘇」「貴徳」、二十八日の抜出では左方が「皇帝」「万歳楽」「秦王」「三台」「太平楽」「陵王」「見蛇楽」、右方が「新鳥蘇」「綾切」「狛杵」「皇仁」「渤海楽」「納蘇利」「狛犬」を奏している。右方の奏した楽舞の一つとして記されていることからすれば、この「渤海楽」は楽曲名とみるべきである。酒寄雅志はこれを「新靺鞨」のこととし、「新靺鞨」は、八世紀の雅楽曲「靺鞨」の名を変えたもので、十世紀後半には散楽化し、十一世紀前半以降に再び雅楽となったとしている²³⁾。

「新靺鞨」のほかにも、「綾切」も「大靺鞨」とも呼ばれ²⁴⁾、渤海楽系統をひく楽曲ともいわれている²⁵⁾。十六世紀に成立した「舞曲口伝」²⁶⁾では「綾切」について「高麗女名歟。愛嗜女ト云。又大靺鞨ト云。此曲ニソラ入ト云事アリ。皆入ナントスルヤウニテ。又カヘリテ舞」、「新靺鞨」について「此曲或書云、靺鞨芋田人名也。出^二北古靺鞨国^一名也。而高麗ヨリ渡タル内ニハアラザル歟。旧記云。着^二紫袍^一者一人。自^二大史^一前ニ立テ舞。是ヲ王ト云」と記し、高麗または靺鞨にちなむ楽曲として説明している。石井正敏は、靺鞨は渤海を指すとは限らず、「新靺鞨」なども渤海にちなむ楽曲ではないとす

るが²⁷⁾、酒寄雅志は八世紀に渤海楽が伝来していること、平城宮東方官衙遺跡出土木簡から雅楽「靺鞨」の存在が示唆されることなどから、やはり「新靺鞨」も渤海系とみるべきだとしている²⁸⁾。

(3) 対渤海外交儀礼における音楽

以上の「渤海楽」の奏楽以外にも、渤海使が楽舞に加わったり、また日本側の迎接儀礼の中で楽舞が奏される例が少なからず記録されている。

まず初めて神亀四年(二七二)に来日した渤海使高齊徳らは、翌五年正月十七日に聖武天皇に対して王啓と方物を献上しているが、その後、宴が開催され、大射と雅楽寮の楽が行われている(『続日本紀』同日条)。天平宝字二年(七五八)に遣渤海小野田守の帰国に伴われて来日した楊承慶らに対しては、翌三年正月三日の淳仁天皇への王啓・方物献上の後、正月十八日に天皇出御のもと、舞台の上で女楽を奏するとともに、庭中で内教坊の踏歌が奏された。さらに正月二十七日には藤原仲麻呂第で渤海使を迎えた宴が設けられ、内裏から女楽が賜われた(以上『続日本紀』)。天平宝字六年に来日した王新福らに対しては翌年正月三日の王啓・方物献上の後、正月七日に淳仁天皇が大極殿閤門に出御して五位以上とともに宴が設けられ、唐楽が庭中で唐楽が奏されている。十七日にも淳仁天皇が大極殿閤門に出御し、蕃客と文武百官以上に対して饗宴が設けられ、唐楽・吐羅楽・林邑楽、東国楽・隼人楽、内教坊の踏歌などが奏され、蕃客らもそれに加わっている(以上『続日本紀』)。

延暦十七年(七九八)に来日した大昌泰らもまた、翌年正月に王

啓・方物献上および一連の正月儀礼に参列するが、正月十六日節では奏楽があるとともに、渤海使一行も踏歌の列に加わっている（『日本後紀』同日条）。弘仁五年（八一四）に来日した王孝廉一行も、翌年正月に王啓・方物献上とともに正月行事に参列するが、正月七日節宴では女楽、十六日節宴では踏歌が奏され、二十日には朝集堂で饗が設けられ楽が「賜われ」ている（以上『日本後紀』）。弘仁十年（八一九）に来日した李承英らに対しても、翌年の一連の正月行事のなかで、正月十六日節の踏歌に参列させている（『類聚国史』卷七二踏歌）。弘仁十二年（八二一）来日の王文矩らも、同じく翌年正月十六日節の踏歌に参列しているが、王文矩らは打球と舞を行っている（『類聚国史』七二踏歌・一九四渤海）。

『内裏式』十六日踏歌式によると、通常の十六日節では、吉野国栖の歌笛と御贄献上の後、大歌・立歌人らが歌を奏し、その後宮内踏歌が行われることになっている。「大歌立歌人等参入奏歌如レ常」には「若有蕃客」並不奏」と書きされ、通常の儀の後に、「若有蕃客」として、蕃客が参列する場合を記述している。ここでは雅楽寮の奏楽の後、勅により蕃客が「其国楽」を奏するとされている。その後宮内踏歌がある。つまり蕃客参列時は、通常の大歌・立歌が奏されず、雅楽寮の奏楽と、場合によっては蕃客の「其国楽」の奏楽もあることになっている。儀の踏歌以前の部分が蕃客の有無によって大きく異なっているわけである。『儀式』は『内裏式』と基本的には同じであるが、『西宮記』『江家次第』などでは蕃客参列がないにもかかわらず、踏歌以前の部分が舞楽曲の奏楽になっている。実例をみても貞観年間以降は雅楽寮の奏楽が行われており、「有蕃客」の状況での音

楽が通常の儀となっていくことがわかる²⁹⁾。渤海使の正月入京がなくなり正月儀礼から排除されていく³⁰⁾にもかかわらず、帝國的性格の形式だけはとられ続けていくのである。

淳和朝・天長年間以降、渤海使の入京時期が正月から五月前後に変化していき、渤海使に対する饗宴の場における楽舞の史料もほとんどみえなくなる。しかし元慶六年（八八二）に来日した裴頰らは、翌七年四月末に入京し、五月二日に王啓・方物を陽成天皇に献上した後、三日に豊楽院で饗宴が設けられ、雅楽寮の陣鉦鼓と内教坊の女楽が奏されている（『三代実録』）。また十世紀醍醐朝に入って延喜十九年（九一九）に来日した裴璆らを迎えるにあたって、十二月十六日に「仰遣内教坊别当右近少将伊衡於内教坊」、選定渤海客宴日舞人等。仰定坊家可調舞人廿人・舞童十人・音声廿人。去八年、音声人卅六人、此度定減。此外威儀廿人。依例内侍所可差女孺等」（『扶桑略記』）と、内教坊の舞人・舞童・音声人らの選定を行っている。この内教坊の楽舞は、『扶桑略記』延喜二十年五月十二日条に「於豊楽院、可賜客徒宴。自夜中陰雨、辰四刻雨止。巳一刻、出御南殿、乗輿出宮、入御豊楽院」とみえる豊楽院における饗宴で奏されたものであろう³¹⁾。また音声人を延喜八年に三十六人から二十人に減じることから、前回延喜八年の裴璆来日時にも内教坊女楽が奏されていたことがわかる。延喜八年の状況は『貞信公記抄』『扶桑略記』『日本紀略』等にみえるが、とくに奏楽のことは記されていない。この延喜二十年が渤海使入京の最後となった。

以上の渤海使迎接における奏楽の状況をみると、淳和朝・天長年間を境に変わることがわかる。嵯峨朝までは、蕃客（渤海使）を

迎えた饗宴の場で、雅楽寮の奏楽と内教坊の女楽が行われた。とくに正月十六日節は、渤海使参列を想定した儀式次第が規定され、通常とは異なる雅楽寮の奏楽と渤海使自身の奏楽も想定された。八世紀は「本国楽」を奏することがあり、また踏歌の列に加わることもあった。雅楽寮の奏楽の内容も、唐楽など外来系と東国楽・隼人楽など在本系の双方を奏することがあった。しかも「賜楽」として、天皇から渤海使に与えるものとされていた。このことは音楽が、天皇を君主とする日本律令国家の帝国性を表現するものでもあったことを示している。渤海は天皇から雅楽寮や内教坊の楽舞を与えられ、本国楽や踏歌を以て天皇に奏上することによって、日本の中華的秩序のなかに組み込まれることを意味していたと解することができる。

淳和朝以降、渤海使が正月儀礼から排除され、渤海使による音楽奏上や踏歌参加もなくなる。かわりに醍醐朝にみられるように内教坊女楽が渤海使饗宴の場を中心となっていく。九世紀以降に進展する雅楽の変化、再編成とも関係する動きであろう。

二 日本・渤海関係と高内弓

(一) 高内弓の音楽

渤海と音楽の関係を検討する上で天平宝字七年（七六三）に渤海から帰国した留学生高内弓が注目される。高内弓に関する史料は次の二点のみである。

史料1『続日本紀』天平宝字七年十月乙亥（六日）条

左兵衛正七位下板振鎌束至_レ自_二渤海_一、以_レ擲_二人於海_一、勘当

下_レ獄。八年之乱、獄囚充滿。因其居住移_二於近江_一。初王新福之歸_二本蕃_一也、駕船爛脆。送使判官平群虫麻呂等慮_二其不完_一。申_レ官求_レ留。於是。史生已上皆停_二其行_一、以修_二理船_一、使_レ鎌束便為_二船師_一、送_二新福等_一發遣_上。事畢歸日、我学生高内弓、其妻高氏、及男広成、緑兒一人、乳母一人、并入唐学問僧戒融、優婆塞一人、転_レ自_二渤海_一相隨歸朝。海中遭_レ風所向迷_レ方、施師・水手為_レ波所_レ没。于_レ時鎌束議曰、異方婦女今在_レ船上_一。又此優婆塞異_レ於衆人_一、一食数粒、経_レ日不_レ飢。風漂之災、未_二必不_レ由_レ此也。乃使_レ水手撮_二内弓妻并緑兒・乳母・優婆塞四人_一、举而擲_レ海。風勢猶猛、漂流十余日、着_二隱岐国_一。

史料2『続日本紀』宝亀四年（七七三）六月丙辰（十二日）条

能登国言、渤海国使烏須弗等乘船一艘、来_二著部下_一。差_レ使勘問。烏須弗報_レ書曰。渤海・日本、久来好隣、往来朝聘、如_レ兄弟。近年日本使内雄等、住_二渤海国_一、学_二問音声_一、却_二返本国_一。今_レ經_二二十年_一、未_レ報_二安否_一。由_レ是。差_二大使壺万福等_一、遣_二向日本国_一、擬_二於朝参_一。稍_レ經_二四年_一、未_レ返_二本国_一。更_レ差_二大使烏須弗等冊人_一、面奉_二詔旨_一。更_レ無_二余事_一。所_レ附進物及表書、並在_二船内_一。

史料1は次のような状況を伝える。渤海使王新福が帰国するにあたって、壊れそうな船だったので、送使判官平群虫麻呂らが留まるように訴えたため、史生以上の乗船渡航を停止した。船を修理したうえで板振鎌束を船師として王新福を送っていった。その帰国船に留学生高内弓と妻高氏・子広成・緑兒・乳母、入唐学問僧戒融と優婆塞一人の計七人を乗船させた。ところが風で針路を失い、施師・水手が波に

さらわれてしまった。鎌束は、異方の婦女や常人ならざる優婆塞を乗船させているためだとして、水手たちに命じて内弓の妻・緑児・乳母・優婆塞の四人を海に投げ落としてしまった。しかし風の勢いはますます強くなって十日余り漂流を続け、隠岐国に着いた。鎌束は、帰国後、勘当し獄につながれたが、「八年之乱」すなわち藤原仲麻呂の乱で獄囚が充満したので、近江国に移された。

戒融については、帰国できたかの確認のため唐の勅使韓朝彩が渤海と新羅を回り、それを受けて新羅から日本に国使が派遣されていること（『統日本紀』天平宝字八年（七六四）七月甲寅（十九日）条）が注目され、唐、渤海、新羅、日本をめぐる関係の中で論じられている³²。しかし戒融以外の関係者については十分な検討が行われていない。

高内弓の帰国が渤海にとって重要だったことは、史料2にみえる宝亀四年に派遣された渤海使烏須弗が、高内弓の消息を伺うことを名目として派遣されたことからわかる。「日本使内雄」が内弓を指す³³。「日本使内雄」らは渤海国に住み、音声を学問して日本に帰国し十年が経過したと述べられている。宝亀四年は天平宝字七年からちょうど十年であり、経過した年数も一致し、高内弓を「学生」とする記事とも符合する。

高内弓とはどのような人物だったのだろうか。高氏は、『新撰姓氏録』左京諸蕃下にa「高史。出_レ自_二高麗国元羅郡杵王九世孫延聖王_一也」、b「高。高麗国人、高助斤之後也」、c「高。高麗国人從五位下高金藏〔法名信成〕之後也」の三氏がみえる。高句麗王族の姓が高であり、高史氏、高氏は高句麗系渡来人である。cの高氏は大宝元年（七〇一）に僧信

成が還俗して高金藏となったもので³⁴、養老二年（七一八）以前の「官人考試帳」に陰陽師としてみえることから³⁵、陰陽の能力により還俗したものと考えられている。『統日本紀』天平九年（七三七）十二月壬戌（二十三日）条に陰陽頭兼陰陽師に任じられたとみえる高麦太も、高金藏の近親者だったと推測される³⁶。天平宝字三年（七五九）に迎入唐大使使として渤海經由で入唐した高元度³⁷とも同族かもしれない。いずれにせよ、内弓は高句麗系渡来氏族の一員であり、このことが高句麗継承国と認識されていた渤海への渡海につながったのである。

史料2では高内弓が渤海で「音声」を学問したと記している。「音声人」とは、唐では一般的な音楽に従事する人をさし、「楽人」と同様の意味を持つ言葉であるのに対して、日本では楽器を掌る人々を指している³⁸。養老職員令雅楽寮の頭の職掌「掌、文武雅曲、正舞、雅楽、男女楽人音声人名帳、試_レ練曲課_一事」の規定に対する『令集解』穴記の「鼓笛等人称_二音声人_一」とする解釈、『河海抄』「花宴」所引『醍醐天皇御記』延長四年（九二六）二月十七日条では「其後仰召_二楽所管弦四五人_一、令_レ奏_二音声_一以助_二謳吟_一」と、管弦が音声を奏するものとして、横笛に優れた大戸（良枝）清上が、承和度の遣唐使に音声長として加わっていた³⁹こと、などをみれば、楽器のなかでも笛が意識されていたことがうかがえる。日本での用法も考慮すれば、内弓が渤海で学問した音声とは、音楽のことであり、とくに笛を中心とした渤海楽の楽器奏法だったとみてよいだろう⁴⁰。では内弓はいつ渤海に渡ったのだろうか。まず「住_二渤海国_一」と記されていることからある程度の期間渤海に居たことが推測される。

内弓には渤海人の妻と広成・緑児（女児）の二人の子がいた。広成は幼児ではなさそうなので、天平宝字年間に頻繁に往来した渤海使、遣渤海使とともに渤海に渡って、それから生まれた子とは考えにくい。前述宝亀四年の渤海使烏須弗の書では「日本使内雄」としていることも併せて考えれば、天平十二年（七四〇）の己珍蒙らの帰国に付随して派遣された遣渤海使大伴犬養とともに渤海に渡ったのではないかと推測される。

（2）高内弓をめぐる日本・渤海関係

ところで、内弓らの帰国後、宝亀二年（七七二）と四年に來日した渤海使は、持参した国書が礼を失ずるとして問題視され、日本・渤海関係が新しい段階に入ったとされている。宝亀二年六月に出羽国野代湊に漂着した渤海使壺万福一行は、常陸国に安置された後、入京し、翌三年の元日朝賀に参列、正月三日には方物を献上している⁴¹。しかし国書の文言が問題となり返却された⁴²。これに対して壺万福が国書を改作して陳謝し受け入れられた。問題となった文言は、日下に渤海王の官品・姓名を記さず、天孫の称号を称し、日本との舅甥関係を称したことだった⁴³。舅甥関係については、日本を舅、渤海を甥とみるか⁴⁴、渤海を舅、日本を甥とみるか⁴⁵で見解が分かれる。これ以前に日本が認識していた日本・渤海間の名分関係は、日本を上位とする兄弟・君臣関係だった⁴⁶。

その後壺万福は渡航に失敗し⁴⁷、帰国は宝亀四年になるが、それと入れ違いに來日したのが烏須弗だった。前掲史料2のように、ここでは再び渤海と日本を兄弟関係になぞらえているが、語順から渤海が

兄、日本が弟のように読める⁴⁸。また持参した国書の表函も無礼だとして、來着地能登国から放還された⁴⁹。渤海・日本を兄弟と称し、続けて高内弓の音声学問を記していることは、まさに兄弟のように渤海が日本に音声を教えるという自意識をみることができるといえる。

それがさらに唐大曆十二年（宝亀八、七七七）の、渤海による唐代宗皇帝への日本国舞女十一人の献上にも表れている⁵⁰。渡辺三男は、『続日本紀』天平宝字三年（七五九）正月甲午（二十七日）条に、「大保藤原惠美朝臣押勝宴⁵¹蕃客於田村第⁵²。勅賜⁵³内裏女楽并綿一万屯⁵⁴」とみえる女楽が舞女のことであり、それが唐に献上された舞女十一人になるとした⁵⁵。これに対して濱田耕策は日本の舞女が渤海に渡ったことは明らかにできない、渤海が「小帝国」への指向や自意識のため日本の舞女十一人を仕立てあげ、唐の朝廷に献上したのではないかとする⁵⁶。実際に日本から渤海に送られた舞女なのか、渤海が仕立てたものかは、論が分かれるが、いずれにせよ渤海がその中華意識にとづいて日本の上位に位置することを唐に主張するための献上だったとみてよい。ここに少なくともこの時期の渤海の自意識の高まりを見てとることができる。

三 板振鎌束と音楽

（1）『新撰楽譜』跋文の「板時鎌束」

高内弓を渤海から連れ帰った板振鎌束についても音楽に関して重要な点が指摘されている。

『新撰楽譜』跋文に「板時鎌束」という人物がみえる。『新撰楽譜』は、

醍醐天皇の皇子克明親王の子である源博雅が康保三年（九六六）に撰した笛譜集である。「博雅笛譜」「博雅横笛脚譜」「博雅三位竹譜」「長秋卿竹譜」「長竹譜」などの異称をもつ⁽⁵³⁾。うち「横笛四」が伝存し、跋文が附されていることから、「横笛四」を最終巻とする四巻構成だったとされている。

この「板時鎌束」が史料1にみえる板振鎌束ではないかという点は、すでに林謙三が指摘している⁽⁵⁴⁾。佐伯有清『新撰姓氏録の研究』は、板振という姓氏は他にみえないこと、『続日本紀』国史大系本の当該部分頭注が「振、谷朱イ本作持」としていること、およびこの『新撰楽譜』の「板持鎌束」を根拠に、「板振」は「板持」の誤写で、板茂（板持）連の一族とみる⁽⁵⁵⁾。新日本古典文学大系『続日本紀』も、国史大系頭注と佐伯有清説に依拠して同様に「板振」は「板持」の誤写とみている。しかし『新撰楽譜』諸伝本の跋文はいずれも「板時」である。佐伯有清は特に根拠を示していないが、「板時」を「板持」と解したようである。「板時」と「板持」について、『新撰楽譜』諸伝本と跋文の史料性格から検討しておきたい。

『新撰楽譜』の伝本は抄写本も含めて十数点が知られ、いずれも江戸～明治期の写本である。享保十六年（一七三二）九月十五日豊原倫秋書写本を親本とする楽歳堂本系と円満院本系の二系統に大別され⁽⁵⁶⁾、福島和夫は円満院本系の方が古態を保っていると指摘する⁽⁵⁷⁾。

これとは別に室町期の書写とされる宮内庁書陵部蔵伏見宮旧蔵の『新撰楽譜』抄本がある。遠藤徹によると、『新撰楽譜』「横笛二・三・四」収録の楽目録を抄出したもので、楽曲はいずれも唐楽だという。

十二世紀に藤原師長が撰した『三五要録』は「新鳥蘇」「舶梓」「高麗龍」「新河浦」「進曾利古」「石川楽」「酣醉楽」「新鞞鞞」「納蘇利」など高麗曲について「長秋卿譜」を引用している。『新撰楽譜』に高麗楽が収録されていたことは明らかで、それはどこに配列されていたかが問題になる。十世紀の『和名類聚抄』や『口遊』では唐楽、高麗楽の順に配列されていることからすると、「横笛四」が最終巻だったとする前提自体を再考する必要があるのではないかとしている⁽⁵⁸⁾。また永正九年（一五二二）に豊原統秋が撰した『體源抄』では巻五「天下被用古譜」のなかで「長秋卿竹譜」「長竹譜」の「御譜裏書ヲ見ニ」として「跋文」の一部を引用している。豊原統秋が参照した『新撰楽譜』のテキストには、「跋文」は裏書として記されていたことになる。そうすると近世までのある段階で、「横笛四」に跋文が付け加えられて現在の伝本の祖本が成立した可能性も考えられ、「横笛四」と跋文のそれぞれの成立、伝来と結合の状況を検討しなければならぬことになる。『新撰楽譜』諸本だけでなく、それを引用している諸書の諸伝本調査もふまえた検討が必要になるが、それは後日に譲りたい。ここではそのような史料的問題点を念頭に置いたうえで、跋文の内容を検討しておきたい。

昌平坂学問所旧蔵本（国立公文書館蔵（内閣文庫）⁽⁵⁹⁾）に拠って跋文を引用する。適宜、句読点、返点を付した。「」内は割書。他の諸本との異同についても必要に応じ注記した⁽⁶⁰⁾。

史料3

以前譜、多聚⁽⁶¹⁾古譜⁽⁶²⁾所⁽⁶³⁾撰也。便是二品式部卿貞保親王三卷譜
並同臨調子譜⁽⁶⁴⁾（清瀨宮経、大戸清上、和迹部大田麿⁽⁶⁵⁾、勝道

成、常世魚弟等譜也」、從五位下良峯朝臣遠年、勝道成師平群秀茂、並左衛門尉大石富門等譜說也⁽⁶²⁾。此外古譜無レ不見。至三等一代々、唐笛師也。至「富門」祖父相伝為「篳篥師」、然而同伝「上師之說」、世最為「無上」。又貞保親王譜方別有「嵯峨院雜色舟部頭麻呂⁽⁶⁴⁾手」也。大唐貞元年中、入唐⁽⁶⁵⁾所「習伝」也。与「今手」尤相異也。其譜又亡⁽⁶⁶⁾失也。承和聖主、召「清上於階下」御笛。于「時左大臣信朝臣・良岑宗貞等同伝清涼殿東廂合」吹于御笛。貞觀聖主、御「仁壽殿東簷」、召「和述部大田麻呂於階下」御笛。于「時右大將常行朝臣把」笛合吹。夫此芸之貴、以「此可」知。尤古之美談也者。⁽⁶⁷⁾

^(b) 抑自「尔以降尋」其師弟⁽⁶⁸⁾、高野天皇御宇時、板時鎌束伝⁽⁶⁹⁾「清瀨宮經」、々々伝「外從五位下大戸清上」、々々伝左大臣源朝臣信・右衛門督源生朝臣・外從五位下勝弟扶・雅樂屬秦庭經・笛師常世弟魚・近衛出雲真長⁽⁷⁰⁾久第⁽⁷¹⁾扶伝「子外從五位下道成」、々々同伝「子尚則」。々々無「子並弟子之継塵」。又伊稻⁽⁷²⁾部常平・息長貞秀・平群秀茂等是皆為「唐笛師」。又外從五位下大石岑吉大篳篥為「業」、其外亦横笛・笙・高麗笛等同雖「非」其師伝習「皆得」道。其子左衛門尉富門令「受」父業、「伝」横笛・篳篥・高麗笛、「已」以絶倫。此後、宜吹者絶来。粗雖「有」名者、「其才不」可「及」。人皆歎「此道之将廢」。但此譜以「用」當時之体「為」宗、又載「入各説」。

康保三年十月十四日 正四位下行左近中将兼近江權守源朝臣

博雅

さしあたって注目すべきは傍線部(a)と(b)である。

(a)では「新撰楽譜」は源博雅が古譜を聚めて撰したのだが、貞保親王の三巻譜と臨調子譜、清瀨宮經・大戸清上・和邇部大田磨・勝道成・常世弟魚、良岑遠年・勝道成・平群秀成・大石富門らの譜に拠り、これら以外の古譜は見たことがないと記している。

貞保親王は清和天皇の第四皇子で、母は陽成天皇と同じ藤原高子である(『三代実録』貞観十二年(八七〇)九月十三日条)。横笛、琵琶、箏、和琴、神楽道に優れていたとされ、中世にかけて多くの説話、伝説に登場する⁽⁷³⁾。箏、和琴、琵琶などの血脈ではその初期に貞保親王を位置づけている⁽⁷⁴⁾。ここでいう貞保親王三巻譜並臨調子譜とは、『本朝書籍目録』に「南竹譜 貞保親王撰」とみえるもので、延喜二十一年(九二二)に醍醐天皇の勅命により撰述された横笛の楽譜集成『新撰横笛譜』のことである。十二調三巻に別巻臨調子譜という体裁だった⁽⁷⁵⁾。『南宮笛譜』ともよばれ、『教訓抄』『體源抄』など多くの楽書、楽譜に逸文が引用されるが、本文は失われている。

(b)では笛の師弟関係を、高野天皇の時(孝謙・称徳朝)の板時鎌束から清瀨宮經への伝授からはじまり、清瀨宮經↓大戸清上↓源信・源生・勝弟扶・秦庭經・常世弟魚・出雲真長、勝弟扶↓勝道成↓勝尚則、としている。

ところで『體源抄』には次のような記述がみえる⁽⁷⁶⁾。

史料4 「承和以後笛師事」(『體源抄』五)

清瀨宮繼(是高野天皇御時有板持鎌末丸云者、件鎌末弟子云々)從五位下大戸清上(宮繼弟子)

左大臣信(右衛門督源生、從五位下勝弟扶、雅樂屬秦廣經、笛師常世弟魚)

已上五人清上弟子。大田丸同弟子〔見国史〕

史料5「天下被用古譜」〔體源抄〕五

長秋卿竹譜〔中宮大夫唐名ナリ〕

又号長竹譜博雅三位御譜也。御譜裏書ヲ見ニ貞保親王三卷譜・

同臨調子譜、清瀨宮繼・大戸清主・和邇部大田丸・勝道成・常世乙魚等之譜也

史料5は前述のように、傍線部に『新撰楽譜』跋文の一部を「裏書」として引用しているが、史料4も内容から跋文に基づいていることは明らかである。『新撰楽譜』伝本と比較すると、「板時鎌束」ではなく「板持鎌束」、「清瀨宮経」ではなく「清瀨宮繼」、「秦庭経」ではなく「秦廣経」となっている。これらが単なる誤記ではなく、『體源抄』が参照した裏書と現存伝本の跋文の違いによる可能性も考えられなくもない。ここでは、「板時」ではなく「板持」だとすると『新撰姓氏録』にみえる「板茂」に対応するとする佐伯有清説と『體源抄』の表記にしたがい、「板時」「板振」ではなく「板持」だとしておきたい。また「鎌束」について『続日本紀』諸本に異同がないため、『體源抄』の「鎌束」は誤記だとしたい。

板持は板茂でもあり、『新撰姓氏録』河内国諸蕃では、板茂連氏は伊吉連と同祖で楊雍の後とされている。祖の楊雍は、同書左京諸蕃下の伊吉連氏では、長安人劉家楊雍とみえ、承和二年（八三五）に左近衛将監伊吉史豊宗らが滋生宿禰に改氏姓したときは、「唐人楊雍七世孫」とされている⁷⁷。同様に板持氏も唐からの渡来系氏族だとみてよい。

(2) 笛の伝授関係

次に鎌束の位置を考えるために、『新撰楽譜』跋文にみえる人物の関係を検討したい。

現存伝本跋文では鎌束が笛を伝えたとする「清瀨宮経」は、『體源抄』（史料4・5）では「清瀨宮繼」、「教訓抄」でも「宮繼」と記している。前述のように伝本と跋文の問題が関係するので、いずれが正しいかは後考を待ちたい。とりあえず現存伝本跋文にしたがって「宮経」としておく。

跋文の(a)では清瀨宮経の譜にも拠ったとしているが、『教訓抄』六「扶南」には「宮繼譜云、舞者二人、以「朝露」為「衣。赤皮鞋」と、「清瀨宮繼譜」を引用しており、譜の実在したことがわかる。

跋文の(b)によると清瀨宮経は、高野天皇すなわち孝謙・称徳朝のころに鎌束から笛を伝えられたとされる。今のところ他に史料は見いだせていないが、関係しそうな人物がいる。『続日本紀』神護景雲三年（七六九）八月甲寅（十九日）条によると、外従五位下清湍連雷が雅楽大允に任じられている。「清湍」は「キヨセ」と訓まれ⁷⁸、清瀨に通じる⁷⁹。この清湍連は『続日本紀』天平宝字五年（七六一）三月庚子（十五日）条に「百濟人（中略）生河内等二人清湍連」とあり、百濟系渡来人で「生」から「清湍連」に改氏姓されたものである。

清瀨宮経が笛を伝えたとされる大戸清上は、前述のように音声長として承和度の遣唐使に加わり入唐するが、帰国に際して南海の賊地に漂着して殺害されてしまう（『三代実録』貞観七年（八六五）十月二十六日条）。「勅授」外正六位上大戸首清上外従五位下⁸⁰。清上能吹⁸¹横笛⁸²。故鍾⁸³此恩獎⁸⁴」（『続日本後紀』承和元年（八三四）正月辛未

(二十一日) 条」とあるように吹笛に非常に優れ、『教訓抄』をはじめ後世の楽書に清上作とされる楽曲が多数みられ、仁明朝における雅楽寮や奏楽の再編と整備を象徴する楽人として伝説化されていくことはよく知られている。なお入唐に先立つ承和元年(八三四)に良枝宿禰に改氏姓されている(『続日本後紀』承和元年十二月乙未(十九日)条)。

和邇部大田磨もまたこの大戸清上に笛を習い(『三代実録』貞観七年(八六五)十月二十六日条)、承和期を代表する楽人として活躍する。一方で、大戸清上から笛を伝えられたとする源信は、『三代実録』貞観十年閏十二月二十八日条の覺伝によると、「太上天皇親自教習、吹笛鼓琴箏彈琵琶等之伎」と記されるように、嵯峨天皇から笛、琴箏、琵琶などを教習されたとしている。そのほか、勝道成は延長六年(九二八)には雅楽大属としてみえる⁽⁸⁰⁾。傍線(a)の常世「魚弟」は、傍線(b)のように常世弟魚(乙魚)が正しい。『教訓抄』『舞曲口伝』『體源抄』などに弘仁承和期を舞台に多数の説話や楽曲が記されているが、その実像は不明である。その他にも実像が不明な人物があるが、大戸清上、和邇部大田磨ら弘仁承和期に雅楽を大きく発展させた楽人たちの笛の出発点を板持鎌束・清瀬宮継とする認識は明らかである。鎌束は正七位下左兵衛で、船師ではあるが渤海使王新福を送る責任者として渤海に派遣された。単なる兵衛が渤海使を送る責任者になるには不自然であり、位階も高すぎるとして左兵衛佐の「佐」が脱落した可能性も指摘されるが⁽⁸¹⁾、相応の地位にいたことは想定されよう。実際に鎌束が笛を習得していたのかは、他に史料が見いだせず不明といわざるをえないが、音楽との関わりが、高内弓らを伴なつての帰国と関係すると考えてもよいだろう。大戸清上や藤原貞敏らは入唐した

ことが大きな意味を持つて伝説化されていったことを考慮するならば、少なくとも渤海に派遣され、音声を学んだ高内弓を連れ帰ったことが、外からの音楽の導入の重要な画期として認識され、大戸清上につながるものとして位置づけられたのではないかと思われる。

おわりに

以上、日本・渤海関係のなかにおける音楽について検討してきた。渤海使己珍蒙の来日により渤海楽が伝来し、東大寺礼仏会などの儀礼の場で演奏されたこと、高内弓が渤海に渡り音声を学んだこと、そのことが渤海の日本に対する意識にも影響したこと、高内弓を連れ帰った板振(板持)鎌束は、十世紀の『新撰楽譜』のなかで笛の伝授の最初に位置づけられていくこと、渤海は高句麗継承国だという意識のなかに渤海楽も位置づけられ、結局平安期の雅楽の再編成の中で高麗楽の中に包摂されてしまったこと、などの点を論じた。

渤海のみならず唐を含めた関係の中での音楽の位置と役割は、それぞれの国家と王権のありようを検討していくうえで、重要な視角となる⁽⁸²⁾。また笛を含む管弦が平安期以降の貴族社会の中で大きな意味と役割を持つことも考えると、本稿で一部しか明らかにできなかった板振(板持)鎌束をめぐる問題は諸楽書の検討とあわせて今後深められべき課題であろう。

註

(1) 萩美津夫『古代音楽の世界』、高志書院、二〇〇五年。

日本・渤海関係のなかの音楽―渤海楽と高内弓・板振鎌束をめぐって―

一四

- (2) 荻美津夫『日本古代音楽史論』吉川弘文館、一九八二年。
- (3) 酒寄雅志「雅楽『新鞆鞆』にみる古代日本と東北アジア」『渤海と古代の日本』、校倉書房、二〇〇一年、初出一九九七年、同「雅楽『新鞆鞆』にみる古代日本と東北アジア」、神野藤昭夫・多忠輝監修『越境する雅楽文化』、書肆フローラ、二〇〇九年。
- (4) 渡辺信一郎「平等院鳳凰堂の音楽」『中国古代の楽制と国家』、文理閣、二〇一三年、初出二〇〇九年。
- (5) たとえば鳥山喜一「板振鎌束獄に下される事―渤海王国との交通挿話―」『ドルメン』昭和八年四月号、一九三三年、上田雄・孫栄健『日本渤海交渉史』、六興出版、一九九〇年、など。
- (6) 『冊府元龜』卷九七一外臣部朝貢第四、開元二十一年八月条に「日本国朝賀使真人広成与僸従五百九十人、舟行遇_二風飄_一至_二楚州_一とみえる。
- (7) 『唐丞相曲江張先生文集』卷十二「勅日本国王書」。鈴木靖民・金子修一・石見清裕・浜田久美子編『訳注日本古代の外交文書』八木書店、二〇一四年、参照。
- (8) 『続日本紀』天平十一年(七三九)十一月辛卯(三日)条の平群広成の帰朝報告。
- (9) 『旧唐書』玄宗紀下、渤海伝。
- (10) 平群広成が渤海を出航した時期については見解が分かれている。石井正敏は、広成の唐から渤海への出航時期は天平十年(七三八)三月は十一年三月の誤りで、広成は渤海に入る とすぐに日本に向けて出航したとする(『第二次渤海遣日本使に関する諸問題』(『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館、二〇〇一、初出一九七二年)。また濱田耕策は、開元二十六年(天平十、七三八)閏八月に唐から派遣された大欽茂の冊封使に同行して渤海に向かったとする(『留学僧戒融の日本帰国をめぐる渤海と新羅』佐伯有清先生古希記念会編『日本古代の伝承と東アジア』、吉川弘文館、一九九八年)。これに対しては『訳注日本古代外交文書』(前掲注(7))が、月が一致しないこと、渤海が日本に使節を派遣することを知らずにあてもなく渤海に入ったことになる、と指摘している。一方古畑徹は唐から渤海へ入ったのは天平十年のままでよいとし、同年中に日本に向けて出航したが、途中で越冬して日本に到着したとする(『渤海・日本間航路の諸問題』『古代文化』四六―八、一九九四年)。
- (11) 荻美津夫、前掲注(1)著書。
- (12) 『続日本紀』宝龜九年(七七八)十二月庚寅(十八日)条に「玄蕃頭従五位上袁晋卿賜_二姓清村宿祢_一。晋卿唐人也。天平七年、隨_二我朝使_一帰朝。時年十八九。学_二得文選・爾雅音_一。為_二大学音博士_一。於_レ後。歴_二大学頭・安房守_一」とみえる。
- (13) 『続日本紀』天平神護二年(七六六)十月癸卯(二十一日)条に「授_二従五位下李忌寸元環_一従五位上、正六位上袁晋卿従六位上、皇甫東朝・皇甫昇女並従五位下」。以_二舍利之会奏_一唐楽也」とみえる。
- (14) 荻美津夫「雅楽寮」、前掲注(2)著書所収。
- (15) 宋芳松(大嶋彰子訳)『韓国古代音楽史研究』第二篇「韓国古代音楽史料 註解」、二松学舎大学二一世紀COEプログラム「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」中世日本漢文班「雅楽

資料集』第四輯日本漢文資料楽書編、二〇〇九年、所収、原著は一九八五年。

(16) 酒寄雅志、前掲注(3) 一九九七年初出論文。

(17) 『東大寺要録』卷二「供養章第三」。筒井英俊校訂『東大寺要録』(国書刊行会)に拠った。

(18) 渡辺信一郎「雅楽が来た道」(前掲注(4) 著書所収、初出二〇〇九年)は、度羅楽、林邑楽、伎楽ともに同一性格をもつインド・西域系の楽舞・散楽で、異なる時期に日本に伝来した外来系音楽なので、名称を異にしているとしている。

(19) 『続日本紀』神亀四年(七二七)十二月丙申(二十九日)条。

(20) 『続日本紀』宝亀七年(七七六)十二月乙巳(二十二日)条、宝亀八年正月癸酉(二十日)条。宝亀九年四月丙午(三十日)条によれば、漂着した遺体三十体を加賀国に命じて埋葬させている。

(21) 荻美津夫、前掲注(14) 論文。

(22) 『舞楽要録』は十二世紀末、覚教によって成立。『群書類従』所収本によった。

(23) 酒寄雅志、前掲注(3) 二〇〇九年論文。平城宮東方官衙遺跡出土木簡(「平城宮木簡」二、二七二六号木簡)にみえる「□鞆」を、楽曲「鞆鞆」と解して、渤海楽の一つとみている。

(24) 『教訓抄』卷五「綾切」。『教訓抄』は伯近真によって天福元年(一一三三)に成立した。林家辰三郎編日本思想大系『古代中

世藝術論』(岩波書店、一九七三年)所収本に拠った。
(25) 荻美津夫、前掲注(1) 著書。

(26) 『舞曲口伝』は、奥書によれば豊原統秋によって永正六年(一五〇九)に成立した。『群書類従』所収本に拠った。

(27) 石井正敏『続日本紀』養老四年条の「鞆鞆国」―「鞆鞆国」―渤海説の検討―「アジア遊学」三、一九九九年。

(28) 前掲注(23) 参照。

(29) 荻美津夫「宮廷儀礼の中の舞―女楽・女踏歌・五節舞―」『古代中世音楽史の研究』吉川弘文館、二〇〇七年、初出一九九〇年。田島公「日本の律令国家の「賓礼」―外交儀礼より見た天皇と太政官」『史林』六八―三、一九八五年。

(31) ただし『貞信公記抄』同日条に「幸豊楽院」。賜宴渤海客、「日本紀略」同日条に「天皇御豊楽院」。賜饗宴於渤海客」とあり、とくに内教坊女楽については記していない。

(32) 丸山裕美子「唐国勅使韓朝彩についての覚書」『続日本紀研究』二九〇、一九九四年、浜田耕策、前掲注(10) 論文。

(33) 新日本古典文学大系『続日本紀』三(岩波書店、一九九五)天平宝字七年十月乙亥(六日)条四四〇頁脚注一は「雄の漢音にキユウがある」として、内弓と内雄は同一とする。

(34) 『続日本紀』大宝元年(七〇二)八月壬寅(二日)条。

(35) 正倉院文書統々修十九―十一裏、『大日本古文書』正倉院編年二四卷五五二頁。

(36) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考証篇第五「高」、吉川弘文館、一九八三年。

(37) 『続日本紀』天平宝字三年(七五九)正月丁酉(三十日)条、二月癸丑(十六日)条。

- (38) 荻美津夫、前掲注(14) 論文。
- (39) 『続日本後紀』承和三年(八三六) 閏五月丙子(八日) 条。
- (40) 酒寄雅志、前掲注(3) 一九九七年初出論文も、荻美津夫の「音声」の解釈に拠って「楽器を演奏する留学生」としている。
- (41) 『続日本紀』宝龜二年(七七二) 六月壬午(二十七日) 条、同十二月癸酉(二十一日) 条、同三年正月壬午朔条、同正月甲申(三日) 条。
- (42) 『続日本紀』宝龜三年(七七二) 正月丁酉(十六日) 条、同正月庚子(十九日) 条。
- (43) 石井正敏「日本・渤海交渉と渤海高句麗継承国意識」前掲注(10) 著書所収、初出一九七五年、廣瀬憲雄「日本―渤海間の擬制親族関係について」『東アジア世界史研究センター年報三』二〇〇九年。
- (44) 石井正敏「日唐交通と渤海」、前掲注(10) 著書所収、初出一九七六年。
- (45) 廣瀬憲雄、前掲注(43) 論文。
- (46) 石井正敏「日本・渤海間の名分関係」、佐藤信編『日本と渤海の古代史』、山川出版社、二〇〇三年、廣瀬憲雄、前掲注(45) 論文。
- (47) 『続日本紀』宝龜三年二月庚辰(二十九日) 条、同年九月戊戌(二十一日) 条。
- (48) 石井正敏、前掲注(43) 論文は、「渤海が兄、日本が弟と取れなくもないが、日本がこの表現をことさらに咎めた様子がないので、ここでは善隣友好の趣旨を述べる慣用句として「如_レ兄如_レ弟」が用いられ、日本側にも理解された」としている。
- (49) 『続日本紀』宝龜四年(七七三) 六月丙辰(十二日) 条、同六月戊辰(二十四日) 条。
- (50) 『旧唐書』代宗紀大曆十二年(七七七) 正月辛酉条に「渤海使獻_二日本国舞女十一人_一」、『旧唐書』渤海伝に「(大曆)十二年正月、遣_レ使獻_二日本国舞女十一人及方物_一」、『新唐書』渤海伝に「大曆中、二十五来、以_二日本舞女十一_一獻_二諸朝_一」、『冊府元龜』卷九七二外臣部・朝貢五大曆十二年正月条に「渤海遣使来朝并獻_二日本国舞女十一人及方物_一」、とみえる。
- (51) 渡辺三男「靈仙三蔵―嵯峨天皇御伝のうち―」『駒澤國文』二四、一九八七年。
- (52) 濱田耕策『渤海国興亡史』、吉川弘文館、二〇〇〇年。
- (53) 福島和夫「博雅三位小考」『日本音楽史叢』、和泉書院、二〇〇七年。
- (54) 林謙三「博雅笛譜考」『雅楽―古楽譜の解説―』音楽之友社、一九六九年、初出一九六〇年。
- (55) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考証篇第五「板茂連」、吉川弘文館、一九八三年。
- (56) アラン・マレット「『博雅笛譜』の諸記譜法について」『雅楽界』五四、一九七八年、福島和夫、前掲注(53) 論文。
- (57) 福島和夫、前掲注(53) 論文。
- (58) 遠藤徹「宮内庁書陵部新出史料『新撰楽譜 横笛三』をめぐる諸問題―附影印」『東京学芸大学紀要第二部門』五五、二〇〇四年、同「『新撰楽譜』の楽目録について―平成十四年の新出史料を中心に―」、神野藤昭夫・多忠輝監修『越境する雅楽文化』、

書肆フローラ、二〇〇九年。

- (59) 国立公文書館デジタルアーカイブ (<https://www.digitalarchives.go.jp/>) 画像および『大日本史料』第一編之十八天元三年(九八〇)九月二十八日条に拠った。
- (60) 昌平坂学問所本以外に本稿で参照した諸本は以下の通り。A 山田孝雄旧蔵本①(富山市立図書館蔵)、B 楽歳堂本(上野学園大学日本音楽史研究所蔵)、C 写字台本(龍谷大学図書館蔵)、D 山田孝雄旧蔵本②(富山市立図書館蔵)、E 円満院本(上野学園大学日本音楽史研究所蔵)、F 和学講談所旧蔵本(国立公文書館蔵)、G 多和文庫蔵本、H 東京芸術大学蔵抄写本。B、D本が楽歳堂本系、Eが円満院本系、F、H本が抄写本。なおA、Dは富山市立図書館電子図書館 (<https://www.library.toyama.toyama.jp/denshi>) 掲載画像に拠った。諸本の調査閲覧、複写に配慮いただいた諸機関には記して謝したい。
- (61) 「磨」、E本・F本・G本・H本「麻呂」。
- (62) 「也」、D本「世」。
- (63) 「々」、A本・F本・G本・H本「代」。
- (64) 「麻呂」、G本「磨」。
- (65) 「唐」、E本・F本・G本・H本なし。E本、朱で補筆。
- (66) 「亡」、F本・G本・H本「已」。
- (67) E本・F本・G本・H本改行なし、一字空き。
- (68) 「弟」、A本「第」。
- (69) 「伝」、E本なし。朱で補筆。
- (70) 「真長」、H本「貞長」。
- (71) 「第」、D本・G本・H本「弟」。
- (72) 「福」、E本・F本・G本・H本「福」。
- (73) 磯水絵「説話と横笛―平安京の管弦と楽人」勉強出版、二〇一六年。
- (74) 『奏箏血脈』、『和琴血脈』、『琵琶血脈』など(『統群書類従』所収本に拠った)。
- (75) 福島和夫「新撰横笛譜序文並びに貞保親王私考」、前掲注(53) 著書所収。
- (76) 『體源抄』は、日本古典全集本に拠った。諸伝本調査を踏まえた検討は必要である。
- (77) 『続日本後紀』承和二年九月乙卯条。
- (78) 太田亮『姓氏家系大辞典』第二卷「清湍」、佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇第五左京諸蕃下「清水首」条。
- (79) たとえば『類聚国史』卷九十九叙位天長二年(八二五)正月辛亥(四日)条にみえる「上毛野公清瀨」は、『続日本後紀』承和元年(八三四)正月癸亥(十二日)条では「上毛野公清湍」と表記される。
- (80) 『北山抄』三「拾遺雜抄」上、内宴事。
- (81) 新日本古典文学大系『続日本紀』天平宝字七年(七六三)十月乙亥条脚注。
- (82) 渡辺信一郎、前掲注(4) 著書。